

(落成検査)

第六条 クレーンを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならぬ。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この節において「落成検査」という。）においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。ただし、天井クレーン、橋形クレーン等転倒するおそれのないクレーンの落成検査においては、荷重試験に限るものとする。

3 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重（定格荷重に五十トンを加えた荷重）の荷をつけて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なうものとする。

4 第二項の安定度試験は、クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつけて、当該クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。この場合において、逸走防止装置、レールクランプ等の装置は、作用させないものとする。

5 所轄労働基準監督署長は、落成検査を行なう前一年以内に第八条第一項の仮荷重試験を行なわれたクレーンについては、落成検査の一部を省略することができる。

6 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書（様式第四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他の落成検査に必要な書面を添付するものとする。（落成検査を受ける場合の措置）

第七条 落成検査を受ける者は、当該検査を受けたクレーンについて、荷重試験及び安定度試験のための荷及び玉掛け具を準備しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、落成検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係るクレーンについて、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。

第一節 使用及び就業

（設置報告書）

第十二条 令第十三条第三項第十四号のクレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、クレーン設置報告書（様式第九号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

二 安全装置を分解すること。

三 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴を開けること。

四 ワイヤロープの一部を切断すること。

五 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項。

3 落成検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならぬ。

（仮荷重試験）

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンについて、所轄都道府県労働局長が行う仮荷重試験を受けることができる。

2 仮荷重試験を受けようとする者は、クレーン組立図を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 所轄都道府県労働局長は、仮荷重試験を行なったクレーンについて、仮荷重試験成績表（様式第六号）を作成し、前項の仮荷重試験を受けた者に交付するものとする。（クレーン検査証）

第九条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したクレーン又は第六条第一項ただし書のクレーンについて、同条第六項の規定により申請書を提出した者に対し、クレーン検査証（様式第七号）を交付するものとする。

2 クレーンを設置している者は、クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、その旨添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

1 クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面を明確に記載して交付する。

2 クレーン検査証を損傷したときは、当該クレーンを設置している者に異動があつたときは、クレーン検査証書替申請書（様式第八号）にクレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。（検査証の有効期間）

第十一条 クレーン検査証の有効期間は、二年とする。ただし、落成検査の結果により当該期間を二年未満とすることができる。

（検査証の備付け）

第十六条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場所に、当該クレーンのクレーン検査証を備え付けておかなければならぬ。

第二節 使用及び就業

（安全装置の調整）

第十七条 事業者は、クレーンについて、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（以下「厚生労働大臣の定める基準」という。）に適合するものでなければ使用してはならない。（設計の基準とされた負荷条件）

第十八条 事業者は、クレーンの巻過防止装置については、フック、グラブ、バケツ等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シートの上面とドラム、シーブ、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブ等の変形、折損等を防止するため、当該クレーンの設計の基準とされた荷重を受ける回数及び常態としてつる荷の重さ（以下「負荷条件」という。）に留意するものとする。（巻過ぎの防止）

第十九条 事業者は、巻過防止装置を具備しないクレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を付すること、警報装置を設けること等巻上げ用ワイヤロープの巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。（安全弁の調整）

第二十条 事業者は、水圧又は油圧を動力として用いるクレーンの当該水圧又は油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁については、定格荷重（ジブクレーン）にあつては、最大の定格荷重に相当する荷重をかけたときの水圧又は油圧に相当する圧力以下で作用するようによく調整しておかなければならぬ。ただし、第二十三条第二項の規定により定格荷重をこえる荷重をかける場合又は第十二条の規定により荷重試験若しくは安定度試験を行なう場合において、これらの場合における水圧又は油圧に相当する圧力

(強風時における損壊の防止)
第三十一条の三 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であつてジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは、該ジブの位置を固定させる等によりジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)
第三十二条 事業者は、クレーンの運転者を、荷をつたままで、運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつたままで、運転位置を離れてはならない。

3 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。

二 作業を行なう区域に關係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

四 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。

二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 作業中、要求性能墜落防止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(定期自主検査)
第三十四条 事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならぬ。

3 事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。

二 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。

3 事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。

一 当該自主検査を行う日前二月以内に第四十条第一項の規定に基づく荷重試験を行つたクレーン又は当該自主検査を行う日後二月以内にクレーン検査証の有効期間が満了するクレーン

二 発電所、変電所等の場所で荷重試験を行うことが著しく困難などゝに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン

3 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。

4 前項の荷重試験は、クレーンについて、一ヶ月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

第五十五条 事業者は、クレーンについて、一ヶ月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

第五十六条 事業者は、クレーンについて、一ヶ月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

第五十七条 事業者は、クレーンについて、一ヶ月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

こえる風が吹いた後に作業を行なうとき、又はクレーンを用いて中震以上の震度の地震の後に作業を行なうときは、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行なわなければならぬ。

(自主検査等の記録)
第三十八条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第三十六条の点検を除く。)の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(補修)
第三十九条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(性能検査)
第四十条 クレーンに係る法第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

(性能検査の申請等)
第四十一条 クレーンに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第二項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、クレーンの性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

(性能検査を受ける場合の措置)
第四十二条 第七条の規定(同条第一項中安定度試験に関する部分を除く。)は、前条のクレーンに係る性能検査を受ける場合について準用する。

(検査証の有効期間の更新)
第四十三条 登録性能検査機関(法第四十一条第二項に規定する登録性能検査機関をいう。以下同じ。)は、クレーンに係る性能検査に合格したクレーンについて、クレーン検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により二年未満又は二年を超える場合における規定の適用)

第四十四条 事業者は、クレーンについて、次の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(変更検査を受ける場合の措置)
第四十五条 第七条第一号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

基準監督署長がクレーンに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(第五節) 変更、休止、廃止等
(変更届)
第四十六条 第七条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(第四十七条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したクレーン又は第四十五条第一項ただし書のクレーンについて、当該クレーン検査証

た都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。

一 移動式クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 移動式クレーンを損傷したときは、当該移動式クレーン検査証を設置している者に異動があったときは、移動式クレーンを設置している者は、当該異動後十日以内に、移動式クレーン検査証書替申請書（様式第八号）に移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長を経由し移動式クレーン検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならぬ。

（検査証の有効期間）

第六十条 移動式クレーン検査証の有効期間は、二年とする。ただし、製造検査又は使用検査の結果により当該期間を二年未満とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、製造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式クレーンであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式クレーンの検査証の有効期間を製造検査又は使用検査の日から起算して三年を超えて、かつ、当該移動式クレーンを設置した日から起算して二年を超えない範囲内で延長することができる。

（設置報告書）

第六十一条 移動式クレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、移動式クレーン設置報告書（様式第九号）に移動式クレーン明細書（製造検査済又は使用検査済の印を押したもの）及び移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

（荷重試験等）

第六十二条 事業者は、令第十三条第三項第十五号の移動式クレーンを設置したときは、当該移動式クレーンについて、第五十五条第三項の荷重試験及び同条第四項の安定度試験を行なわなければならぬ。

第二節 使用及び就業

（検査証の備付け）

第六十三条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、当該移動式クレーンに、作業を行なうときは、当該移動式クレーンに、

その移動式クレーン検査証を備え付けておかなければならぬ。

（使用の制限）

第六十四条 事業者は、移動式クレーンについての構造に係る部分に限る。に適合するものでなければ使用してはならない。

3

（設計の基準とされた負荷条件）

第六十五条 事業者は、移動式クレーンを使用するときは、当該移動式クレーンの構造部分を構成する鋼材等の変形、折損等を防止するため、当該移動式クレーンの設計の基準とされた負荷条件に留意するものとする。

（巻過防止装置の調整）

第六十六条 事業者は、移動式クレーンの巻過防止装置については、フック、グラブ、バケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シートの上面とジブの先端のシープその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔が〇・二五メートル以上（直働式の巻過防止装置にあつては、〇・〇五メートル以上）となるように調整しておかなければならぬ。

（安全弁の調整）

第六十七条 事業者は、水圧又は油圧を動力として用いる移動式クレーンの当該水圧又は油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁については、最大の定格荷重に相当する荷重をかけたときの水圧又は油圧に相当する圧力以下で作用するよう調整しておかなければならぬ。ただし、第六十二条の規定により荷重試験又は安定度試験を行なう場合において、これらの場合には、最大の定格荷重に相当する荷重をかけたときの水圧又は油圧に相当する圧力で作用するよう調整するときは、この限りでない。

（作業の方法等の決定等）

第六十八条 事業者は、令第二十条第七号に掲げたる業務については、移動式クレーン運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、つり上げ荷重が一トン以上五トン未満の移動式クレーン（以下「小型移動式クレーン」という。）の運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

（過負荷の制限）

第六十九条 事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

二 移動式クレーンによる作業の方法

方法

三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

（外れ止め装置の使用）

第六十六条の三 事業者は、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。

（特別の教育）

第六十七条 事業者は、つり上げ荷重が一トン未満の移動式クレーンの運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号の道路上を走行させる運転を除く。）の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならぬ。

（就業の制限）

第六十八条 事業者は、第一項の特別の教育を行わなければならぬ。

一 移動式クレーンに関する知識

二 原動機及び電気に関する知識

三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識

四 関係法令

五 移動式クレーンの運転

六 移動式クレーンの運転のための合図

三 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（就業制限）

第六十九条 事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

（過負荷の制限）

第七十条の四 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行つてはならない。たゞ、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

（アウトリガーガーの位置）

第七十一条 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

（鉄板等の設置）

第七十二条 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行つてはならない。たゞ、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

（地盤の軟弱化）

第七十三条 事業者は、前項の合図を行なわせなければならぬ。

（合図の合図）

第七十四条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

二 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（合図の合図）

第七十五条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

二 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（合図の合図）

第七十六条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

二 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（合図の合図）

第七十七条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

二 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（合図の合図）

第七十八条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

二 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（合図の合図）

第七十九条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

二 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（合図の合図）

（走行荷重の表示等）

第七十条の二 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定期荷重を常時知ることができるように、表示その他の措置を講じなければならない。

（使用の禁止）

第七十一条の三 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行つてはならない。たゞ、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

（地盤の軟弱化）

第七十二条の四 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

（合図の合図）

第七十三条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回るところの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十四条の四 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

（合図の合図）

第七十五条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十六条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十七条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十八条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十九条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十一条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十二条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十三条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

第七十四条の五 事業者は、アウトリガーガーを有する場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガーガー又はクローラーを張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

（アウトリガーガー等の張り出し）

(搭乗の制限)

第七十二条 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させなければならない。

第七十三条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備について、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。

一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

二 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。

三 とう乗設備ととう乗者との総重量の一・三倍に相当する重量に五百キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。

四 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第七十四条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

第七十五条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

は、当該移設前のデリックについてのデリック検査証の交付をもつてこれに代えることができる。

2 デリックを設置している者は、デリック検査証を滅失し又は損傷したときは、デリック検査証再交付申請書（様式第八号）に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

一 デリック検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 デリック検査証を損傷したときは、当該デリック検査証を設置している者に異動があつたときは、デリックを設置していいる者は、当該異動後十日以内に、デリック検査証書替申請書（様式第八号）にデリック検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（検査証の有効期間）

第三百条 デリック検査証の有効期間は、二年とする。ただし、落成検査の結果により当該期間を二年未満とすることができる。

（設置報告書）

第三百一条 令第十三条第三項第十六号のデリック（設置から廃止までの期間が六十日未満のものを除く。）を設置しようとする事業者は、あらかじめ、デリック設置報告書（様式第二十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

（荷重試験）

第三百二条 事業者は、令第十三条第三項第十六号のデリックを設置したときは、当該デリックについて、第九十七条第三項の荷重試験を行なわなければならぬ。

（検査証の備付け）

第三百三条 事業者は、デリックを用いて作業を行なうときは、当該デリックについて、所轄大臣の定める基準（デリックの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用されなければならない。（卷過ぎの防止）

第三百四条 事業者は、デリックについては、厚生労働大臣の定める基準（デリックの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（使用の制限）

第三百五条 事業者は、デリックの巻過防止装置について、フック、グラブバケット等のつり具について、デリックの巻過防止装置に

の上面又は当該つり具の巻上げ用シープの上面とブームの先端のシープその他の当該上面が接触するおそれのある物（ブームを除く。）の下面との間隔が〇・二五メートル以上（直働式の巻過防止装置にあつては〇・〇五メートル以上）となるように調整しておかなければならぬ。

三 作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。

四 事業者は、前項第二号の規定により荷重試験を行なったとき及びデリックに定格荷重をこえる荷重をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

（傾斜角の制限）

第五百七条 事業者は、ブームを有するデリックについて、デリック明細書に記載されているブームの傾斜角（つり上げ荷重が二トン未満のデリックにあつては、その設置のための設計において定められているブームの傾斜角）の範囲をこえて使用してはならない。

（運転の合図）

第六百十一条 事業者は、デリックを用いて作業を行なうときは、デリックの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、デリックの運転者に単独で作業を行なわせることは、この限りでない。

（運転の合図）

第六百十二条 事業者の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

（運転の合図）

第六百十三条 事業者は、デリックにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

（搭乗の制限）

第六百十四条 事業者は、前項の規定により同項の規定によることが著しく困難な場合において、次の措置を講ずるときは、定格荷重をこえ、第九十七条第三項に規定する荷重試験でかけた荷重まで荷重をかけて使用することができる。

（立入禁止）

第六百十五条 事業者は、デリックを用いて作業を行なうときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープが通つてあるシープ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが飛来することにより労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を

二 あらかじめ、第九十七条第三項に規定する荷重試験を行ない異常がないことを確認すること。

三 作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。

四 事業者は、前項第二号の規定により荷重試験を行なったとき及びデリックに定格荷重をこえる荷重をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

（傾斜角の制限）

第五百六条 事業者は、ブームを有するデリックについて、デリック明細書に記載されているブームの傾斜角（つり上げ荷重が二トン未満のデリックにあつては、その設置のための設計において定められているブームの傾斜角）の範囲をこえて使用してはならない。

（運転の合図）

第六百十二条 事業者は、前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわせなければならない。

（運転の合図）

第六百十三条 事業者は、前項の規定にかかる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（過負荷の制限）

第六百十四条 事業者は、デリックにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

（立入禁止）

第六百十五条 事業者は、前項の規定により同項の規定によることが著しく困難な場合において、次の措置を講ずるときは、定格荷重をこえ、第九十七条第三項に規定する荷重試験でかけた荷重まで荷重をかけて使用することができる。

（立入禁止）

第六百十六条 事業者は、瞬間風速が毎秒三十メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているデリックについて、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等ブームの動搖によるデリックの破損を防止するための措置を講じなければならない。

（暴風時の措置）

第六百十七条 事業者は、強風のため、デリックに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

（強風時の作業中止）

第六百十八条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百十九条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十一条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十二条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十三条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十四条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十五条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十六条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十七条 事業者は、デリックの運転者を、荷をつたままで、運転位

第六百二十八条 事業者は、デリックの組立て等の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

（組立て等の作業）

第六百二十九条 事業者は、デリックの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

（作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること）

生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせではない。

（立入禁止）

三 事業者は、前項第二号の規定により荷重試験を行うたつき及びデリックに定格荷重をこえたる荷をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

四 事業者は、前項第二号の規定により荷重試験を行なったとき及びデリックに定格荷重をこえたる荷をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

（立入禁止）

五 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛け用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

六 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

（暴風時の措置）

七 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

（暴風時の措置）

八 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

九 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十一 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十二 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十三 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十四 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十五 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十六 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十七 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十八 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

十九 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二十 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二十一 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二十二 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二十三 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二十四 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二十五 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

二 作業を行なう区域に關係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業中、要求性能墜落防止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第三節 定期自主検査等

(定期自主検査) 事業者は、デリックを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該デリックについて、自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないデリックの当該使用しない期間においては、この限りでない。

事業者は、前項ただし書のデリックについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。

事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行なわなければならない。ただし、当該自主検査を行う日以前二月以内に第百二十五条第一項の規定に基づく荷重試験を行つたデリック又は当該自主検査を行う日後二月以内にデリック検査証の有効期間が満了するデリックについては、この限りでない。

前項の荷重試験は、デリックに定格荷重に相当する荷重の荷をつづて、つり上げ、旋回及びブームの起伏の作動を定格速度により行なうものとする。

事業者は、デリックについては、一ヶ月以内ごとに一回、定期について、自主検査を行なわなければならない。ただし、一ヶ月をこえる期間使用しないデリックの当該使用しない期間においては、この限りでない。

二 ウインチの据付けの状態

三 ワイヤロープの損傷の有無

四 ガイロープを繋結している部分の異常の有無

五 フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無

六 配線、開閉器及びコントローラーの異常の有無

七 フック、グラブバケット等のつり具の損傷を受ける場合の措置)

第一百二十七条 第九十八条の規定は、前条のデリックに係る性能検査を受ける場合について準用する。

（検査証の有効期間の更新）

登録性能検査機関は、デリックに係る性能検査に合格したデリックについて、デリック検査証の有効期間を更新するものとする。

この場合において、性能検査の結果により二年未満又は二年を超えて三年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

（労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用）

第百二十八条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がデリックに係る性能検査の業務を行つた場合における規定の適用

（変更届）

第一百二十九条 事業者は、デリックについて、次

の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、デリック変更届（様式第十二号）にデリック検査証及び変更しようとする部分（第五号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（休止の報告）

第一百三十一条 事業者が、デリックを設置している者がデリックの使用を休止しようとする場合において、当該デリック検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

（検査証の裏書）

所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したデリック又は第百三十条第一項に

（変更検査を受ける場合の措置）

受けた場合について準用する。

（変更検査を受けた場合の措置）

一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。

二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(定期自主検査)
第三節 定期自主検査等

第一百五十四条 事業者は、令第十三条第三項第十七号のエレベーターを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該エレベーターについて、自主検査を行わなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない当該エレベーターの当該使用しない期間においては、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書のエレベーターについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。

第一百五十五条 事業者は、エレベーターについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないエレベーターの当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無

二 ワイヤロープの損傷の有無

三 ガイドレールの状態

四 屋外に設置されているエレベーターにあつては、ガイドロープを緊結している部分の異常の有無

(暴風後等の点検)

第一百五十六条 事業者は、屋外に設置されているエレベーターを用いて瞬間風速が毎秒三十メートルをこえる風が吹いた後又は中震以上の震度の地震の後に作業を行なうときは、あらかじめ、当該エレベーターの各部の異常の有無について点検を行なわなければならない。

(自主検査等の記録)

第一百五十七条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(性能検査)
第四節 性能検査

第一百五十九条 エレベーターに係る性能検査においては、エレベーターの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。前項の荷重試験は、エレベーターに積載荷重に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を定格速度により行なうものとする。

(性能検査の申請等)

第一百六十条 エレベーターに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る)を受けようとする者は、エレベーター性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(性能検査を受ける場合の措置)

第一百六十二条 第百四十二条の規定は、前条のエレベーターに係る性能検査を受ける場合について準用する。

(検査証の有効期間の更新)

第一百六十二条 登録性能検査機関は、エレベーターに係る性能検査に合格したエレベーターについて、エレベーター検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超えて二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができることとする。

(変更検査を受ける場合の措置)

第一百六十五条 第百四十二条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第一百六十六条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したエレベーター又は第百六十四条第一項ただし書のエレベーターについて、当該エレベーター検査証に検査期日及び検査結果について裏書きを行なうものとする。

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第一百六十二条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がエレベーターに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(変更届)

第一百六十三条 事業者は、エレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、エレベーター変更届(様式第十二号)

分(第四号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一 撥器又はカウンターウエイト
二 卷上げ機又は原動機
三 ブレーキ
四 ワイヤロープ
(変更検査)
第三節 變更検査

第一百六十四条 前条第一号又は第五号に該当する部分について変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第百四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「使用再開検査」という。)について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、エレベーター使用再開検査申請書(様式第十四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第一百六十五条 第百四十二条の規定は、前条の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

2 第百四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

3 変更検査を受けようとする者は、エレベーター変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(検査証の返還)

第一百六十六条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したエレベーターについて、当該エレベーター検査証に検査結果について裏書きを行なうものとする。

(製造許可)

第一百七十二条 建設用リフト(令第十二条第一項第七号の建設用リフトに限る。以下本条から第一百七十八条まで、第百八十条及び第百八十一條並びにこの章第四節において同じ。)を製造しようとする者は、その製造しようとする建設用リフトについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならぬ。ただし、既に当該許可を受けている建設用リフトと型式が同一である建設用リフト(次条において「許可型式建設用リフト」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、建設用リフト製造許可申請書(様式第一号)に建設用リフトの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要	備の概要
三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要	主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要
(検査設備等の変更報告)	前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る建設用リフト又は許可型式建設用リフトを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
(設置届)	（設置届）
第百七十四条 事業者は、建設用リフトを設置しようとするときは、法第八十九条第一項の規定により、建設用リフト設置届（様式第三十号）に建設用リフト明細書（様式第三十一号）、建設用リフトの組立図（別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	事業者は、建設用リフトを設置しようとするときは、当該検査のため必要と認める事項を記載する箇所の周囲の状況
一 据え付けられる箇所の周囲の状況	（落成検査）
二 基礎の概要	（落成検査）
三 控えの固定の方法	（落成検査）

第百七十五条 建設用リフトを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該建設用リフトについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この節において「落成検査」という。）においては、建設用リフトの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、建設用リフトに積載荷重の一・二倍に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を行なうものとする。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。（落成検査を受ける場合の措置）

第百七十六条 落成検査を受ける者は、当該検査を受ける建設用リフトについて、荷重試験のための荷を準備しなければならない。

（使用の制限）

第百七十七条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格した建設用リフト又は第百七十五条第一項ただし書の建設用リフトについて、同条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、建設用リフト検査証（様式第三十二号）を交付するものとする。

（建設用リフト検査証）

第百七十八条 第百七十九条 削除

（検査証の有効期間）

第百七十九条 削除

（検査証の備付け）

第百八十一条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場所に、

当該建設用リフトの建設用リフト検査証を備え付けておかなければならない。

（使用的の制限）

第百八十二条 事業者は、建設用リフトについて、荷重試験のための荷を準備しなければならない。

（立入禁止）

第百八十三条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、次の場所に労働者を立ち入らせてはならない。

一 建設用リフトの搬器の昇降によつて労働者に危険を生ずるおそれのある箇所

二 警報装置を設けること等卷上げ用ワイヤロープの巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（特別の教育）

第百八十四条 事業者は、建設用リフトの運転のための特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。

一 建設用リフトに關する知識

二 建設用リフトの運転のために必要な電気に對し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

（過負荷の制限）

第百八十五条 事業者は、建設用リフトにその積載荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

（運転の合図）

第百八十六条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、建設用リフトの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

（組立て等の作業）

第百八十七条 事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。

二 作業を行なう区域に關係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の惡天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

（立入禁止）

第百八十八条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百八十九条 事業者は、瞬間風速が毎秒三十五メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフト（地下に設置されているものを置くこと、止め金付きブレーキによりワインチを確実に制動しておくこと等搬器が落下することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（離脱の禁止）

第百九十条 事業者は、建設用リフトの運転者を、搬器を上げたままで、運転位置から離れてはならない。

2 前項の運転者は、搬器を上げたままで、運転位置を離れてはならない。

（組立て等の作業）

第百九十二条 事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。

二 作業を行なう区域に關係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の惡天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

（立入禁止）

第百九十三条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十四条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十五条 事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。

二 作業を行なう区域に關係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の惡天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

（立入禁止）

第百九十六条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十七条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十八条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十九条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十二条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十三条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十四条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十五条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十六条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十七条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十八条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十九条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十二条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十三条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十四条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十五条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十六条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十七条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十八条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十九条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十二条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十三条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十四条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十五条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十六条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十七条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十八条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十九条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（暴風時の措置）

第百九十条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（離脱の禁止）

第百九十二条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

エーンの安全係数については、次の各号に掲げ るつりチエーンの区分に応じ、当該各号に掲げ る値以上でなければ使用してはならない。	
一 次のいずれにも該当するつりチエーン 四 イ 切断荷重の二分の一の荷重で引つ張った 場合において、その伸びが〇・五パーセン ト以下のものであること。	
ロ その引張強さの値が四百ニュートン毎平 方ミリメートル以上であり、かつ、その伸 びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以 上となるものであること。	
引張強さ（単位 ニュートン毎平方 米ミリメートル）	
四百以上六百三十未満	四百三十以上千未満
五百以上	千以上
二 前号に該当しないつりチエーン 五 二 前項の安全係数は、つりチエーンの切断荷重 の値を、当該つりチエーンにかかる荷重の最大 の値で除した値とする。 (玉掛け用フック等の安全係数)	
第二百四十四条 事業者は、クレーン、移動式クレ ーン又はデリックの玉掛け用具であるフック又は シャツクルの安全係数については、五以上でな ければ使用してはならない。	
2 前項の安全係数は、フック又はシャツクルの 切断荷重の値を、それぞれ当該フック又はシャ ツクルにかかる荷重の最大の値で除した値とす る。(不適格なワイヤロープの使用禁止)	
第二百五十五条 事業者は、次の各号のいずれかに 該当するワイヤロープをクレーン、移動式クレ ーン又はデリックの玉掛け用具として使用しては ならない。	
二 直径の減少が公称径の七ペーセントをこえ るもの	
三 キンクしたもの	
四 著しい形くずれ又は腐食があるもの (不適格なつりチエーンの使用禁止)	
第二百六十六条 事業者は、次の各号のいずれかに 該当するつりチエーンをクレーン、移動式クレ ーン又はデリックの玉掛け用具として使用しては ならない。	

一 伸びが、当該つりチエーンが製造されたと きの長さの五パーセントをこえるもの (不適格なフック、シャツクル等の使用禁止)
二 リンクの断面の直径の減少が、当該つりチ エーンが製造されたときの当該リンクの断面 の直径の十パーセントをこえるもの (不適格なリンク等の金具で、変形しているもの又はき裂 があるものを、クレーン、移動式クレーン又は デリックの玉掛け用具として使用してはならな い。
三 き裂があるもの (不適格なフック、シャツクル等の使用禁止)
第二百七十七条 事業者は、次の各号のいずれかに 該当する織維ロープ又は織維ベルトをクレー ン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け用具と して使用してはならない。
第二百八十八条 事業者は、次の各号のいずれかに 該当する織維ロープ又は織維ベルトをクレー ン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け用具と して使用してはならない。
第二百十九条 事業者は、エンドレスでないワ イヤロープ又はつりチエーンについては、その両 端にフック、シャツクル、リング又はアイを備 えているものでなければならない。
2 前項のアイは、アイスピライス若しくは圧縮 ドーム又はこれらと同等以上の強さを保持する方 式によるものでなければならない。この場合に おいて、アイスピライスは、ワイヤロープのす べてのストランドを三回以上編み込んだ後、そ れぞれのストランドの素線の半数の素線を切 り、残された素線をさらに二回以上(すべての ストランドを四回以上編み込んだ場合には一回 以上)編み込むものとする。 (使用範囲の制限)
第二百九条の二 事業者は、磁力若しくは陰圧 により吸着させる玉掛け用具、チエーンブロック 又はチエーンレバーホイスト(以下この項にお いて「玉掛け用具」という)を用いて玉掛けの 作業を行うときは、当該玉掛け用具について定め られた使用荷重等の範囲で使用しなければなら ない。
2 事業者は、つりクランプを用いて玉掛けの作 業を行うときは、当該つりクランプの用途に応 じて玉掛けの作業を行うとともに、当該つりク ランプについて定められた使用荷重等の範囲で 使用しなければならない。
三 クレーン等の玉掛けの方法 四 関係法令 五 クレーン等の運転のための合図

(作業開始前の点検)
第二百二十条 事業者は、クレーン、移動式クレ
ーン又はデリックの玉掛け用具であるワイヤロー
プ、つりチエーン、織維ロープ、織維ベルト又
はフック、シャツクル、リング等の金具(以下
この条において「ワイヤロープ等」という)を用いて
玉掛けの作業を行なうときは、その日
の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異
常の有無について点検を行なわなければなら
ない。

第二百二十二条 事業者は、令第一百零一条第十六号
に掲げる業務(制限荷重が一トン以上の揚貨裝
置の玉掛けの業務を除く。)については、次の
各号のいずれかに該当する者でなければ、当該
業務に就かせてはならない。

2 異常を認めたときは、直ちに補修しなけれ
ばならない。

第三百二十三条 クレーン・デリック運転士免許
は、次の者に対し、都道府県労働局長が与える
ものとする。

第一節 クレーン・デリック運転士免許
(クレーン・デリック運転士免許)

第二百二十四条 第二節 就業制限
(就業制限)

第二百二十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百二十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百二十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百二十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百二十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百六十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百七十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百八十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百九十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百三十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十二条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十三条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十四条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十五条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十六条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十七条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十八条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百四十九条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二百五十一条 第二節 就業制限
(特別の教育)

第二

(免許の欠格事項)

第二百二十四条 クレーン・デリック運転士免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者) 第二百四十四条の二 クレーン・デリック運転士免許に係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要なクレーン若しくはデリックの操作又はクレーン若しくはデリックの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第二百二十四条の三 都道府県労働局長は、クレーン・デリック運転士免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者が免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等による手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(限定免許)

第二百二十四条の四 都道府県労働局長は、次

者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

クレーン・デリック運転士免許と同様の実技試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る)、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同一クレーンに係る部分に限る。この実技試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る)に合格した者(以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という)。

クレーン・デリック運転士免許を用いて行う実技試験に合格したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、クレー

ン・デリック運転士免許試験の実技試験に合

格したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科

試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三 前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けてい

る者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運

転実技教習を修了したもの

四 その他厚生労働大臣が定める者

第二百二十五条 都道府県労働局長は、身体又は精神の機能の障害がある者に対して、その取り扱うことのできる機械の種類を限定し、その他作業についての必要な条件を付して、クレーン・デリック運転士免許を与えることができ

る。

(試験科目)

第二百二十六条 クレーン・デリック運転士免許試験は、学科試験及び実技試験によつて行う。

一 クレーン及びデリックに関する知識

二 原動機及び電気に関する知識

三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識

四 関係法令

三 実技試験は、次の科目について行う。

(学科試験等の免除)

一 クレーンの運転

二 クレーンの運転のための合図

(学科試験等の免除)

二 発動機の運転

三 電気に関する知識

四 関係法令

五 実技試験の全部

六 免除する試験又は科目的範囲

七 免除を受けることができる者

八 免除する試験又は科目的範囲

九 免除を受けることができる者

十 免除する試験又は科目的範囲

十一 免除を受けることができる者

十二 免除する試験又は科目的範囲

十三 免除を受けることができる者

十四 免除する試験又は科目的範囲

十五 免除を受けることができる者

十六 免除する試験又は科目的範囲

十七 免除を受けることができる者

十八 免除する試験又は科目的範囲

十九 免除を受けることができる者

二十 免除する試験又は科目的範囲

二十一 免除を受けることができる者

二十二 免除する試験又は科目的範囲

二十三 免除を受けることができる者

二十四 免除する試験又は科目的範囲

二十五 免除を受けることができる者

二十六 免除する試験又は科目的範囲

二十七 免除を受けることができる者

二十八 免除する試験又は科目の範囲

二十九 免除を受けることができる者

三十 免除する試験又は科目の範囲

三十一 免除を受けることができる者

三十二 免除する試験又は科目の範囲

三十三 免除を受けることができる者

三十四 免除する試験又は科目の範囲

三十五 免除を受けることができる者

三十六 免除する試験又は科目の範囲

三十七 免除を受けることができる者

三十八 免除する試験又は科目の範囲

三十九 免除を受けることができる者

四十 免除する試験又は科目の範囲

四十一 免除を受けることができる者

四十二 免除する試験又は科目の範囲

四十三 免除を受けることができる者

四十四 免除する試験又は科目の範囲

四十五 免除を受けることができる者

四十六 免除する試験又は科目の範囲

四十七 免除を受けることができる者

四十八 免除する試験又は科目の範囲

四十九 免除を受けることができる者

五十 免除する試験又は科目の範囲

五十一 免除を受けることができる者

五十二 免除する試験又は科目の範囲

五十三 免除を受けることができる者

五十四 免除する試験又は科目の範囲

五十五 免除を受けることができる者

五十六 免除する試験又は科目の範囲

五十七 免除を受けることができる者

五十八 免除する試験又は科目の範囲

五十九 免除を受けることができる者

六十 免除する試験又は科目の範囲

六十一 免除を受けることができる者

六十二 免除する試験又は科目の範囲

六十三 免除を受けることができる者

六十四 免除する試験又は科目の範囲

六十五 免除を受けることができる者

六十六 免除する試験又は科目の範囲

六十七 免除を受けることができる者

六十八 免除する試験又は科目の範囲

六十九 免除を受けることができる者

七十 免除する試験又は科目の範囲

七十一 免除を受けることができる者

七十二 免除する試験又は科目の範囲

七十三 免除を受けることができる者

七十四 免除する試験又は科目の範囲

七十五 免除を受けることができる者

七十六 免除する試験又は科目の範囲

七十七 免除を受けることができる者

七十八 免除する試験又は科目の範囲

七十九 免除を受けることができる者

八十 免除する試験又は科目の範囲

八十一 免除を受けることができる者

八十二 免除する試験又は科目の範囲

八十三 免除を受けることができる者

八十四 免除する試験又は科目の範囲

八十五 免除を受けることができる者

八十六 免除する試験又は科目の範囲

八十七 免除を受けることができる者

八十八 免除する試験又は科目の範囲

八十九 免除を受けることができる者

九十 免除する試験又は科目の範囲

九十一 免除を受けることができる者

九十二 免除する試験又は科目の範囲

九十三 免除を受けることができる者

九十四 免除する試験又は科目の範囲

九十五 免除を受けることができる者

九十六 免除する試験又は科目の範囲

九十七 免除を受けることができる者

九十八 免除する試験又は科目の範囲

九十九 免除を受けることができる者

一百 免除する試験又は科目の範囲

一百一 免除を受けることができる者

一百二 免除する試験又は科目の範囲

一百三 免除を受けることができる者

一百四 免除する試験又は科目の範囲

一百五 免除を受けることができる者

一百六 免除する試験又は科目の範囲

一百七 免除を受けることができる者

一百八 免除する試験又は科目の範囲

一百九 免除を受けることができる者

一百二十 免除する試験又は科目の範囲

一百二十一 免除を受けることができる者

一百二十二 免除する試験又は科目の範囲

一百二十三 免除を受けることができる者

一百二十四 免除する試験又は科目の範囲

一百二十五 免除を受けることができる者

一百二十六 免除する試験又は科目の範囲

一百二十七 免除を受けることができる者

一百二十八 免除する試験又は科目の範囲

一百二十九 免除を受けることができる者

一百三十 免除する試験又は科目の範囲

一百三十一 免除を受けることができる者

一百三十二 免除する試験又は科目の範囲

一百三十三 免除を受けることができる者

一百三十四 免除する試験又は科目の範囲

一百三十五 免除を受けることができる者

一百三十六 免除する試験又は科目の範囲

一百三十七 免除を受けることができる者

一百三十八 免除する試験又は科目の範囲

一百三十九 免除を受けることができる者

一百四十 免除する試験又は科目の範囲

一百四十一 免除を受けることができる者

一百四十二 免除する試験又は科目の範囲

一百四十三 免除を受けることができる者

一百四十四 免除する試験又は科目の範囲

一百四十五 免除を受けることができる者

一百四十六 免除する試験又は科目の範囲

一百四十七 免除を受けることができる者

一百四十八 免除する試験又は科目の範囲

一百四十九 免除を受けることができる者

一百五十 免除する試験又は科目の範囲

一百五十一 免除を受けることができる者

一百五十二 免除する試験又は科目の範囲

一百五十三 免除を受けることができる者

一百五十四 免除する試験又は科目の範囲

一百五十五 免除を受けることができる者

一百五十六 免除する試験又は科目の範囲

一百五十七 免除を受けることができる者

一百五十八 免除する試験又は科目の範囲

一百五十九 免除を受けることができる者

一百六十 免除する試験又は科目の範囲

一百六十一 免除を受けることができる者

一百六十二 免除する試験又は科目の範囲

一百六十三 免除を受けることができる者

一百六十四 免除する試験又は科目の範囲

一百六十五 免除を受けることができる者

一百六十六 免除する試験又は科目の範囲

一百六十七 免除を受けることができる者

一百六十八 免除する試験又は科目の範囲

一百六十九 免除を受けることができる者

一百七十 免除する試験又は科目の範囲

一百七十一 免除を受けることができる者

一百七十二 免除する試験又は科目の範囲

一百七十三 免除を受けることができる者

一百七十四 免除する試験又は科目の範囲

一百七十五 免除を受けることができる者

一百七十六 免除する試験又は科目の範囲

一百七十七 免除を受けることができる者

一百七十八 免除する試験又は科目の範囲

一百七十九 免除を受けることができる者

一百八十 免除する試験又は科目の範囲

一百八十一 免除を受けることができる者

一百八十二 免除する試験又は科目の範囲

一百八十三 免除を受けることができる者

一百八十四 免除する試験又は科目の範囲

一百八十五 免除を受けることができる者

一百八十六 免除する試験又は科目の範囲

一百八十七 免除を受けることができる者

一百八十八 免除する試験又は科目の範囲

一百八十九 免除を受けることができる者

一百九十 免除する試験又は科目の範囲

一百九十一 免除を受けることができる者

一百九十二 免除する試験又は科目の範囲

一百九十三 免除を受けることができる者

一百九十四 免除する試験又は科目の範囲

一百九十五 免除を受けることができる者

一百九十六 免除する試験又は科目の範囲

一百九十七 免除を受けることができる者

一百九十八 免除する試験又は科目の範囲

一百九十九 免除を受けることができる者

一百二十 免除する試験又は科目の範囲

一百二十ー 免除を受けることができる者

一百二十ーー 免除する試験又は科目の範囲

(免許の欠格事項)

第二百三十条 移動式クレーン運転士免許に係る
法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定
める者は、満十八歳に満たない者とする。

(法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める
者)

第二百三十条の二 移動式クレーン運転士免許に
係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定め
る者は、身体又は精神の機能の障害により当該
免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要な
移動式クレーンの操作又は移動式クレーンの周
囲の状況の確認を適切に行うことができない者
とする。(障害を補う手段等の考慮)

第二百三十一条の三 都道府県労働局長は、移動式
クレーン運転士免許の申請を行つた者が前条に
規定する者に該当すると認める場合において、
当該者に免許を与えるかどうかを決定するとき
は、当該者が現に利用している障害を補う手段
が補われ、又は障害の程度が軽減している状況
を考慮しなければならない。(条件付免許)

第二百三十三条の四 都道府県労働局長は、身体又
は精神の機能の障害がある者に対し、その取
り扱うことのできる移動式クレーンの種類を限
定し、その他作業についての必要な条件を付し
て、移動式クレーン運転士免許を与えることができる。

第二百三十四条 削除

(試験科目)

第二百三十二条 移動式クレーン運転士免許試験
は、学科試験及び実技試験によつて行なう。

一 学科試験は、次の科目について行なう。

二 原動機及び電気に関する知識

三 移動式クレーンの運転に関する知識

四 実技試験は、次の科目について行なう。

一 移動式クレーンの運転

二 移動式クレーンの運転のための合図
(学科試験等の免除)

三百三十三条 都道府県労働局長は、次の表の
上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄
に掲げる試験又は科目の範囲で移動式クレーン
運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部
又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者

免除する試験又は科目

の範囲

実技試験の

全部

修了した者で、その修了した日から

起算して一年を経過しないもの

二 鉱山においてつり上げ荷重が五

トン以上の移動式クレーンの運転の

業務に一月以上従事した経験を有す

る者

一 当該免許試験を行う都道府県労

働局長が行つた前回の移動式クレ

ン運転士免許試験の学科試験に合格

した者

二 当該免許試験を行う指定試験機

関が行つた移動式クレーン運転士免

許試験の学科試験に合格した者で、

当該学科試験が行われた日から起算

して一年を超えないもの

クレーン・デリック運転士免許又は学科試験の

場貨装置運転士免許を受けた者

は玉掛け技能講習を修了した者

科目及び実

技試験のう

うち、同条第

二項第三号

号に掲げる

科目

に掲げる科

目

床上操作式クレーン運転技能講習、

小型移動式クレーン運転技能講習又

は玉掛け技能講習を修了した者

臣が定める。

第二百三十五条 削除

(移動式クレーン運転士免許試験の細目)

第二百三十四条 安衛則第七十一条及び前二条に
定めるもののほか、移動式クレーン運転士免許
試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣
が定める。

第三節 削除

(クレーン運転実技教習の科目)

第二百三十五条から第二百三十九条まで 削除

(第四節 教習)

二百三十五条から第二百三十九条まで 削除

三 クレーンの合図の基本作業
(移動式クレーン運転実技教習の科目)

第二百四十四条 移動式クレーン運転実技教習の
教習科目は、次のとおりとする。

一 移動式クレーンの基本運転

二 移動式クレーンの応用運転

三 移動式クレーンの合図の基本作業

第四節 削除

(教育の細目)

第二百四十三条 安衛則第七十五条及び第七十六
条並びに第二百四十条及び第二百四十二条に定
めるもののほか、クレーン運転実技教習及び移
動式クレーン運転実技教習の実施について必要
な事項は、厚生労働大臣が定める。

第十章 床上操作式クレーン運転技能講習及び

玉掛け技能講習

玉掛け技能講習の講習科目

第二百四十四条 床上操作式クレーン運転技能講
習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

一 学科講習は、次の科目について行う。

二 原動機及び電気に関する知識

三 床上操作式クレーンの運転のために必要な

力学に関する知識

四 関係法令

実技講習は、次の科目について行う。

一 床上操作式クレーンの運転

二 床上操作式クレーンの運転のための合図

(小型移動式クレーン運転技能講習の講習科目)

第二百四十五条 小型移動式クレーン運転技能講
習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

一 学科講習は、次の科目について行う。

二 小型移動式クレーンに関する知識

三 小型移動式クレーンの運転のために必要な

力学に関する知識

四 関係法令

実技講習は、次の科目について行う。

一 小型移動式クレーンの運転

二 小型移動式クレーンの運転のための合図

(玉掛け技能講習の講習科目)

第二百四十六条 玉掛け技能講習は、学科講習及
び実技講習によつて行う。

一 クレーン、移動式クレーン、デリック及び

揚貨装置(以下この条において「クレーン

等」という。)に関する知識

二 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する
知識

三 クレーン等の玉掛けの方法

四 関係法令

一 実技講習は、次の科目について行う。

二 クレーン等の玉掛けの方法

三 実技講習は、次の科目について行う。

四 関係法令

一 クレーンに関する経過措置

二 この省令の施行の際現に存する令第十二
条第三号のクレーンで、前条の規定による廃止
前のクレーン等安全規則(以下「旧クレーン
規則」という)。附則第二条第三項の規定により
なお從前の例によることとされた構造規格に適
合する同項のクレーンに関する第十七条の規定
の適用については、厚生労働大臣の定める基準
(クレーンの構造に係る部分に限る)に適合し
ているクレーンとみなす。

三 前項の規定は、同項のクレーン又はその部分
が厚生労働大臣の定める基準(クレーンの構造
に係る部分に限る)に適合するに至つた後に
おける当該クレーン又はその部分については、
適用しない。

四 昭和三十七年十一月一日において存してい
たクレーンに関する第二十三条第二項の規定の適
用については、同項中「定格荷重をこえ、第六
条第三項に規定する荷重試験でかけた荷重」と
あるのは、「定格荷重の一・二倍の荷重」とす
る。

五 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

六 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

七 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

八 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

九 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十一 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十二 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十三 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十四 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十五 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十六 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十七 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十八 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

十九 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十一 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十二 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十三 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十四 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十五 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十六 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十七 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十八 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

二十九 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十一 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十二 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十三 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十四 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十五 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十六 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

三十七 第十三条の規定は、次の走行クレーンで、當
該クレーンに係る同条各号の間隔が同条の規定
に適合しないものについては、適用しない。た
だし、当該間隔が同条の規定に適合するに至つ
た後における当該走行クレーンについては、こ
の限りでない。

一 昭和三十七年十一月一日において建設物の内部に設置されたいた走行クレーン

二 昭和三十七年十一月一日において設置の工事が行なわれていた走行クレーン

三 昭和三十七年十一月一日において存していいた建設物の内部のランウエイに設置される走行クレーン

四 昭和三十七年十一月一日において存していいた建設物で、その内部にランウエイを有していたものを延長する場合において、所轄労働基準監督署長の許可を受けた走行クレーン

第五十四条の規定は、次の走行クレーン又は旋回クレーンで、当該クレーンに係る同条の歩道の幅が同条の規定に適合しないものについては、適用しない。ただし、当該幅が同条の規定に適合するに至つた後における当該クレーンについては、この限りでない。

一 昭和三十七年十一月一日において設置されていた走行クレーン又は旋回クレーンで、建設物又は設備との間に歩道が設けられていたものが

二 昭和三十七年十一月一日において建設物の工事が行なわれていた走行クレーン又は旋回クレーンで、建設物又は設備との間に歩道を設けることが予定されていたもの

三 昭和三十七年十一月一日において存していいた建設物の内部のランウエイに設置される走行クレーン

四 昭和三十七年十一月一日において存していいた建設物で、その内部にランウエイを有していたものを延長する場合において、所轄労働基準監督署長の許可を受けた走行クレーン

第五項第四号又は前項第四号の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に延長しようとする建設物の全体の平面図及び断面図を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 事業の種類、名称及び所在地

二 延長しようとする建設物の種類及び位置

三 許可を受けようとする走行クレーンの型式及びつり上げ荷重

四 許可を受けようとする理由

七 昭和四十六年八月三十一日において製造していたクレーン又は存していたクレーンで、定格荷重が二百トンをこえるものに関する第二十三條第二項の規定の適用については、同項中「を」を「こえ、第六条第三項に規定する荷重試験でかけ

た」とあるのは、「の一・二五倍の」と、「第六条第三項に規定する荷重試験を行ない」とあるのは、「定格荷重の一・二五倍に相当する荷重」である。「定格荷重の一つ、二五倍に相当する荷重」については、同項中「定格荷重をこえ、第九十七条第三項に規定する荷重試験でかけた荷重」であるのは、「定格荷重の一・二倍の荷重」とする。
(デリックに関する経過措置)
第四条 昭和三十七年十一月一日において存していいたデリックに関する第百九条第二項の適用については、同項中「定格荷重をこえ、第九十七条第三項に規定する荷重試験を行ない」とする。
(エレベーターに関する経過措置)
第五条 昭和四十六年八月三十一日において設置された令第十二条第六号のエレベーター(荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートルをこえ、及びその天井の高さが一・二メートルをこえるもの(建設用リフトを除く。)に限る。)で、旧クレーン則第一百八十二条の簡易リフト構造規格に適合しているものに関する第百四十八条の規定の適用については、厚生労働大臣の定める基準(エレベーターの構造に係る部分に限る。)に適合しているエレベーターとみなす。(免許試験の学科試験の免除に関する暫定措置)
第七条 法第七十五条の二第三項の規定により免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部を行わないものとされた都道府県労働局長は、自らその試験事務を行つた最後のクレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験又はデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者が、指定試験機関が当該都道府県労働局長に係る試験事務を開始した日から起算して一年以内に行うその合格した学科試験に係る免許試験を受けようとする場合には、第二百二十七条、第二百三十三条又は第二百三十八条の規定にかかわらず、その者の申請により、一回に限り、当該受けようとする免許試験の学科試験の全部を免除することができます。

ナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力と有することが新たに報告されたものに限る。）のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、第十二条の規定により延長又は更新された有効期間（期間を含む。）にかかるわらず、当該クレーン検査証、移動式クレーン検査証、デリック検査証等はエレベーター検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができる。

附 則（昭和四九年五月二一日労働省令
第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる部分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
昭和四十九年五月二十五日

第四条 免許試験の学科試験の免除に関する経過措置

都道府県労働基準局長は、昭和四十九年五月二十五日前に行われた揚貨装置運転士免許試験、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラーラー溶接士免許試験、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験又はデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者には、新安衛則別表第五第五号、新ボイラーラー則第一百十一条又は改正後のクレーン等安全規則第二百二十七条、第二百三十三条若しくは第二百三十八条の規定にかかるわらず、なお前述の例によりこれらの免許試験の学科試験の全部を免除することができる。

**附 則（昭和五〇年三月二二日労働省令
第五号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中労働安全衛生規則第百四十二条

第二百四十七条、第三百六十条、第三百七十五条、第四百四条、第五百十一条、第五百八十八条、第五百十九条、第五百二十条、第五五百

建設用リフト		エレベーター		ツクリ		移動式クレーン		ケーブルクレーン	
タワーリフト以外の建設用リフト	タワーリフト	土木、建築等の工事の作業に使用するエレベーター	土木、建築等の工事の作業に使用するエレベーター	ガイデリツク及びスチフレツグガイデリツク以外のデリツク	スチフレツグデリツク	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン及び浮きクレーン以外の移動式クレーン	テルハラッククレーン、クローラクレーン、ホイールクレーン又は塔	走行はり	旋回マントロリ式アンローダ及び引シングローダ以外のアカバンチレ
ガーディアン	搬器	昇降路塔、及び搬器	昇降路塔、及び搬器	又はガイヤード、ドレーリル支持塔、及び	び脚	マスト、ブーム及びブーム及	ジブ、ジブ又はジブ	一ブルロード柱、塔及び脚	メインロードガーダ、バシアンチレ

様式第1号(第3条、第53条、第94条、第138条、第172条関係)

事 業 の 名 称		() 製造許可申請書	
事 業 の 所 在 地		電話 ()	
製造予定のクレーン等の種類及び型式		つり上げ荷重 又は積載荷重 t	
クレーン等の製作に関する経験の概要			

年 月 日

卷之三

都道府県労働局長殿
備考

由路步一压

様式第1号（第3条、第53
38条、第172条関係）

器え及び搬様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)		ク レ ン 設 置 画		
事 業 の 様 類	事 業 の 名 称	事 業 の 所 在 地	電 話 ()	
設 置 地				
種 類 及 び 型 式	つり上げ荷重 ()			kg
製造許可年月日及び登録番号	年	月	日	第 号 ()
設置工事を行ふ者の名称及び所在地	電 話 ()			
設置工事完了予定期日	年	月	日	

165 韩文新修 朝鮮語

勞動基準監督署長
備註

1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

2 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を記入すること。

注記すること。

卷之三

様式第3号(第5条関係)		ク レ 一 ン 紹 著									
事業の種類		種類及び形式					つり上げ荷重				
設置地		(電話)					t				
設置者		定格荷重					#	#	#	#	#
構造	スパン	主荷重					t	t	t	t	t
	クレーンガーダの長さ	補助荷重					n	n	n	n	n
	ジブの長さ	主荷重					t	t	t	t	t
	揚程	主荷重					t	t	t	t	t
	クレーンガーダの高さ	主荷重					n	n	n	n	n
	シグナム	主荷重					t	t	t	t	t
	横斜角の範囲	主荷重					度~	度~	度~	度~	度~
	旋回半径	主荷重					m	m	m	m	m
	最大作業半径	主荷重					m	m	m	m	m
原動機	機種	構成部品					用途				
	出力	主					mm	mm	mm	mm	mm
	Kw	副					mm	mm	mm	mm	mm
	用油	横行用					mm	mm	mm	mm	mm
後退	機種	一メートル					mm	mm	mm	mm	mm
	出力	主					mm	mm	mm	mm	mm

様式第4号（第六条、第九十七条、第一四一条、第五号（第八条関係）

f0000190Y000003			
安全装置の種類 及び性能	ブレーキの種 類、性能及び用 途		フ ッ ク () リフティングマグネット () グ ラ ブ パ ケ ッ ツ ()
製造者及び製造年月日	年 月	日 製造	つり具及びその重 量 その他 () () ()
備考			

備考
 1 「つり具及びその重量」の欄は、該当する事項に○印を付し、重量をその右の()内に記入すること。「その他」に○印を付したときは、その下の()内につり具の名称を記入すること。
 2 「備考」の欄は、特殊な材料を使用すること、つり鉤を使用すること、その他参考となる事項を記入すること。

様式第4号(第6条、第97条、第141条、第175条関係)

()落成検査申請書		
種類及び型式	つり上げ荷重又は積 載荷重	t
設置場所		
設置届提出年月日	年 月 日	
受検希望日	年 月 日	参考事項
年 月 日		

捺印紙
 労働基準監督署長級
 備考
 1 表題の()内には、クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第5号(第8条関係)

クレーン・仮荷重試験申請書		
種類及び型式	つり上げ荷重	t
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 ()	
設置予定地		
設置予定者	設置予定期日	年 月 日
受検地		
受検希望日	年 月 日	
年 月 日		

住 所
 申請者 氏 名
 都道府県労働局長級
 備考 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。

f0000190Y000006

様式第6号(第8条関係)

第 号		仮荷重試験成績表		
種類及び型式	つり上げ荷重	t		
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 ()			
設置予定者		荷 重	試験成績及びたわみ量	
設置予定地		kg	20%	50%
試験地			60%	80%
試験日	年 月 日		100%	125%
空荷重	試験成績			
100%				
127%				
假荷重試験の結果は上記のとおりであることを認する。		試験機関	測定の方法	
年 月 日			気 温	℃ 風速 m/sec

都道府県労働局長

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条、第99条関係）

様式第7号(第9条、第99条関係)

(表背)

第 号()検 査 証			
設 墓 地			
事 業 の 名 称			
種 類 及 び 型 式			
つり上げ荷重 t			
有 効 期 間	接 置 者 姓 名	有 効 期 間	接 置 者 姓 名
年 月 日 から		年 月 日 から	
年 月 日 まで		年 月 日 まで	
年 月 日 から		年 月 日 まで	
年 月 日 まで		年 月 日 から	
年 月 日 から		年 月 日 まで	
年 月 日 まで		年 月 日 から	
年 月 日 から		年 月 日 まで	
年 月 日 まで		年 月 日 から	
年 月 日 まで		年 月 日 まで	
年 月 日 まで		年 月 日 まで	
年 月 日 まで		年 月 日 まで	
年 月 日 まで		年 月 日 まで	
年 月 日	労働基準監督署長(印)		

(裏面)

日 付	記 事 冊	檢 査 証	檢 査 証
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

様式第8号（第9条、第59条、第99条、第11条、第111条、第61条関係）

様式第8号(第9条、第59条、第99条、第11条、第111条、第61条関係)

(表背) 検査証書替申請書

種 類 及 び 型 式	つり上げ荷重 又は積載荷重	t
設 墓 地		
事 業 の 名 称		
接 査 証 番 号	第 号	製造検査又は使用検査の刻印番号
再交付又は書替えの理由		
年 月 日		

申請者 住 所
氏 名労働基準監督署長
労働局長

備考

- 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 「製造検査又は使用検査の刻印番号」の欄は、移動式クレーンの場合に記入すること。
- 印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第9号（第11条、第61条関係）

様式第9号(第11条、第61条関係)

()設 墓 報 告 書

事 業 の 種 類			
事 業 の 名 称			
事 業 の 所 在 地		電話 ()	
設 墓 地			
種 類 及 び 型 式			
つり上げ荷重	t	設 墓 予 定 年 月 日	年 月 日
製 造 者 姓 名		製 造 年 月 日	年 月 日
年 月 日			

報告者 氏 名

労働基準監督署長

備考

- 表題の()内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
- 「設 墓 報 告 書」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

様式第10号（第23条、第109条関係）

様式第10号(第23条、第109条関係)

()特 別 報 告 書

種 類 及 び 型 式		檢 査 証 番 号	第 号
設 墓 地			
定 格 荷 重	t	つり上げ荷重	t
荷 重 試 験 実 施 年 月 日		試 験 荷 重	t
特 別 で 負 し よ う と す る 荷 重		特 別 負 し 年 月 日	
特 別 で 負 し な い か ね ば な き 理 由		作 業 指 握 者 氏 名	
年 月 日			

報告者 氏 名

労働基準監督署長

備考

- 表題の()内には、クレーン又はデリックの別を記入すること。
- 「定格荷重」の欄は、特別で負しようとする状態における定格荷重を記入すること。

様式第111号(第41条、第52条、第129条、第180条関係)
第160条関係(第41条、第82条、第126条)

種類及び型式		()性 檢査申請書	
		つり上げ荷重又は積載荷重	
検査証番号	第 号	検査証の有効期間	年月日から年月日まで
設置場所			
受検希望日		年月日	
参考事項			
年月日			
収入印紙	申請者 住 所 氏 名		

労働基準監督署長認

- 備考
 1 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
 2 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
 3 移動式クレーンで設置地と受検地が異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
 4 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 5 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第112号(第44条、第55条、第129条、第183条、第187条関係)
第163条、第197条関係(第44条、第85条、第129条)

事業の名称		()変更届	
事業の所在地		電話()	
設置場所		検査証番号	第 号
種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	
変更する部分			
変更の理由			
変更工事を行う者の名称及び所在	電話()		
変更工事着手予定期日	年月日	変更工事完了予定期日	年月日
年月日			

労働基準監督署長認

- 備考 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

様式第113号(第45条、第56条、第130条、第104条、第188条関係)
第164条、第198条関係(第45条、第86条、第130条)

種類及び型式		()変更検査申請書	
		つり上げ荷重又は積載荷重	
変更届提出年月日	年月日	検査証番号	第 号
受検機器		電話()	
受検希望日	年月日	参考事項	
年月日			
収入印紙	申請者 住 所 氏 名		

労働基準監督署長認

- 備考
 1 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 3 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第114号(第46条、第50条、第134条、第188条関係)
第168条関係(第49条、第90条、第134条)

種類及び型式		()使用再開検査申請書	
		つり上げ荷重又は積載荷重	
検査証番号	第 号	検査証の有効期間	年月日から年月日まで
設置場所			
受検希望日		年月日	
休止していた期間	年月日から年月日まで		
参考事項			
年月日			
収入印紙	申請者 住 所 氏 名		

労働基準監督署長認

- 備考
 1 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
 2 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
 3 移動式クレーンで設置地と受検地が異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
 4 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 5 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第15号（第55条関係）

種類及び型式	つり上げ荷重	t			
製造許可年月日及び番号	年	月	日	第	号()
受検機場地	電話()				
受検希望日	年	月	日	参考事項	
年	月	日			
取入印紙	申請者住所 氏名				

部道府県労働局長段

備考
1 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けている移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンについて、その旨を記入すること。
2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
3 取入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第16号（第55条関係）

事業の種類	種類及び型式	つり上げ荷重								t
		作業半径	m	m	m	m	m	m	m	
設置者	定格荷重	t	t	t	t	t	t	t		
	つり上げ	m/s								
	起伏	m/s								
	旋回	rad/s								
	走行	m/s								
	速度									
	ジブの最大長さ	m								
	横斜角の範囲	度～度								
	シ用	度								
	機械回復度	度								
ジブ最大作業半径	m									
アウトリガ	有 無									
台車										
走行装置	クローラ ホイール									
離着ジブのそれぞれの長さと数	mの n個の m個の	本	本	本	本	本	本	本		
構成直線										
卷上げ用	mm									
起伏用	mm									
伸縮用	mm									
旋回用	mm									
ブレーキ	ドラム									
用途直線	mm									
シーブ	mm									

f0000190Y0000016

原動機出力	Kw	Kw	Kw	安全装置の種類及 び性能	ブレーキの種類、性能 及び用途		
機用途							
つり具及び その重量	(t)	(t)	(t)	つり具の 種類、性能 及び用途			
製造者及び 製造年月日				年	月	日	製造
備考							※印
						会社登記簿記入欄	
						00m	

備考
1 「つり具及びその重量」の欄は、該当する事項に○印を付し、重量をその下の()内に記入すること。「その他」に○印を付したときは、その右の()内につり具の名称を記入すること。
2 「備考」の欄は、特殊な材料を使用すること、つりチェーンを使用することその他参考となる事項を記入すること。
3 ※印付してある欄は、記入しないこと。

様式第17号（第55条、第56条関係）

局	名	番		
---	---	---	--	--

備考
1 略名は、都道府県の頭文字1字とすること。ただし、次の各県については、それぞれに掲げる文字とする。福井県は福井、山梨県は山梨、山口県は山口、愛媛県は愛媛、福岡県は福岡、長崎県は長崎、大分県は大分、宮崎県は宮崎
2 番号は、製造検査又は使用検査の番号とすること。
3 文字及び数字の大きさは、幅9mm、高7mmとし、文字及び数字の太さは、0.5mmとすること。

f0000190YY0000018

様式第18号(第55条関係)



備考 中央の空白部には、製造検査の刻印番号を記入すること。

样式第19号(第57条關係)

移動式クレーン専用検査申請書

種類及び型式		つり上げ荷重	t
当該移動式クレーンの経歴の概要			
受検場所	電話()		
受検希望日	年	月	日
	参考事項		

年	月	日
收 入		
印 紙		

都道府県労働局長設
備考

1 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
2 参照事項は、申請書類に記入するものとし、
3 但し、申請書類に記入する場合は、該欄を空欄とする。

Journal of Oral Rehabilitation 2003 30: 103–109

申請者 住 所

f0000190YY0000020



備考 中央の空自部には、使用検査の刻印番号を記入すること。

様式第21号(第58条関係)

(3)

第 一 頁 移動式クレーン検査証	
製造検査又は使用検査 申請者名及び住所	
設 庫 地	
事 業 の 名 称	
種 類 又 し 型 式 つり上げ荷重	
製造検査又は使用検査の別記番号	
有 効 期 間	検査者名
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	新規検査登録用印

様式第222号
(第96条関係)

削除

様式第23号(第90条関係)

事業の種類	デリック設置届					
事業の名称						
事業の所在地	電話()					
設置場所						
種類及び型式	つり上げ荷重			t		
製造許可年月日及び番号	年	月	日	第	号()	
設置工事を行う者の名称及び所在地	設置工事落成予定期月日					
士木、建築等の工事の作業に用いるデリックについて、同一の面図に示して移設する必要がある場合は、その理由及び移設予定期間	電話()	年	月	日		
年月日						

事業者親氏名

労働基準監督署長印

備考
 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。
 2 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けているデリックと型式が同一であるデリックについて、その旨を記入すること。
 3 士木、建築等の工事の作業に用いるデリックについて、同一の作業場内において移設する必要があり、かつ、当該移設する場所を予定することができる場合には、当該移設に係る位置を示す面図を添えること。

F00001909T00000023

様式第24号(第96条関係)

事業の種類	機械及び型式	つり上げ荷重	t					
設置場所	電話()	作業半径	x m					
設置者	年月日	荷重	m t					
機械の大きさ	機械半径	上昇速度	m/s					
ブームの長さ	度~度	下降速度	m/s					
機械半径	ワイヤー	構成直徑	mm					
ブーム半径	卷上げ用	ドリフト	mm					
用	回回頭度	吊り	mm					
ム範囲	回回頭度	吊り	mm					
の範囲	最大作業半径	回回頭度	mm					
機械の構造	ブーム	シェーブ	mm					
機械の構造	タイロープ	ブーム	mm					
機械の構造	Kw	Kw	Kw					
機械の構造	安全装置の種類及び性質	第一の種類、第二の種類、第三の種類						
機械の構造	機械の構造	機械の構造						
機械の構造	つり具及びその重量	フック	グラブバケット	リフチング	その他()	基		
機械の構造	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)			
機械の構造	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
機械の構造	機械の構造	機械の構造	機械の構造	機械の構造	機械の構造	機械の構造	機械の構造	機械の構造

備考
 1 「つり具及びその重量」の欄は、該当する事項に○印を付し、重量をその下の()内に記入すること。「その他」に○印を付したときは、その右の()内につり具の名称を記入すること。
 2 「備考」の欄は、特殊な材料を使用することその参考となる事項を記入すること。

様式第24号(第96条関係)

様式第25号(第101条関係)

様式第26号(第101条関係)

事業の種類	デリック設置報告書					
事業の名称						
事業の所在地	電話()					
設置場所						
種類及び型式	つり上げ荷重			t		
マストの長さ	x ブームの長さ	m	設置予定期月日	年	月	日
年月日						

報告者 氏 名

労働基準監督署長印

備考「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

様式第26号(第140条関係)

エレベーターセット面

事業の種類						
事業の名称						
事業の所在地	電話()					
設置場所						
種類及び型式	積載荷重			t		
製造許可年月日及び番号	年	月	日	第	号()	
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話()	年	月	日	年	月
年月日						

事業者親氏名

労働基準監督署長印

備考「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

2 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーターについて、その旨を記入すること。

f0000190W00000026

様式第27号(第140条関係)

事業の種類		種類及び型式						
設置地		機械荷重	t					
(電話)		機械荷重	t					
設置者		定格速度	m/s					
機 械 器及び昇降装置の構成	カウンターウエイトの構造及び重量 昇降路の概要	巻上げ用ワイヤーの構成及び直角	mm					
		シップ	直達	mm	直角	mm	速度	m/s
		安全装置の構成及び性能	直達	mm	直角	mm	直角	Kw
ブレーキの種類及び性能		製造者及び 製造年月日	年月日製造					
		直達	年月日					

様式第28号(第143条関係)

(表裏)

第号 エレベーター検査証		(裏面)	
設置地		日付	記事欄
事業の名称		年月日	検査者名
種類及び型式		年月日	
積載荷重 t		年月日	
有効期間	後置者 氏名	有効期間	後置者 氏名
年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
年月日	労働基準監督署長		

様式第29号(第145条、第202条関係)

()設置報告書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地		電話 ()	
設置地			
種類及び型式			
積載荷重 t		設置予定期日	年月日
製造者名		製造年月日	年月日
年月日		報告者氏名	

労働基準監督署長

備考

1 表題の()内には、エレベーター又は簡易リフトの別を記入すること。

2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

様式第30号(第174条関係)

建設用リフト設置届

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地		電話 ()	
設置地			
種類及び型式		積載荷重 t	
製造許可年月日及び番号	年月日	第号()	
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話 ()		
設置工事落成予定期月日	年月日	廃止予定期月日	年月日
年月日	事業者氏名		

労働基準監督署長

備考

1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

2 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けている建設用リフトと型式が同一である建設用リフトについて、その旨を記入すること。

様式第31号（第174条関係）

f0000190Y00000030

様式第31号(第174条関係)

建設用リフト明細書

設置者							
種類及び型式		ガイドレール(昇降路を有するものにあっては、昇降路の高さ)					
積載荷重	t	定格速度					
機		巻上げ用ワイヤロープの構成及び直径					
		ウインチのドラムの直径					
組入の構成及び 材料	シ リ ー ブ	用途 直 径	mm	mm	mm	種類 原動機	定出力 kW
附 録 器 の 概 要		ブレーキの種類 及び性能			基準		
備 考							

様式第32号（第177条関係）

f0000190Y00000031

様式第32号(第177条関係)

第 号		建 設 用 リ フ ト 検 査 証					
設 置 地							
事 業 の 名 称							
種 類 及 び 型 式							
積 載 荷 重	t	ガイドレール昇降路の高さ					
廢止予定期日		年 月 日					
有効期間	廃止の日まで	検査者印					
記 事							
	年 月 日						
		労働基準監督署長 印					